

## 福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託 仕様書

### 1 業務名

福山ブランド認定品・登録活動発信業務

### 2 業務の目的

福山市では、魅力あふれる都市のイメージの確立を目的に、2014年（平成26年）3月に「福山市都市ブランド戦略」を策定し、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「認定」「発信」の5つの柱に基づき事業を進めている。

戦略においては、福山ブランド認定品・登録活動を効果的に市内外に発信し、「福山ブランド」の首都圏認知度を向上させるとともに、認定品の販路拡大及び登録活動の広がりを生み、本市の都市イメージの向上に繋げることを目的としている。

本業務は、情報拡散力のある首都圏在住のF1層（20歳～34歳の女性）（以下「首都圏のF1層」という。）をコアターゲットとした情報発信を行い、SNS等による全国への情報拡散がされ、福山ブランド及び福山ブランド認定品・登録活動の認知度の向上を目的とする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から2020年（令和2年）3月16日（月）まで（成果物の納期は別途定める。）

### 4 業務内容

福山市のことを知らない首都圏のF1層をコアターゲットとした「福山ブランド」のプロモーション企画及びその実施

コアターゲットは、首都圏のF1層とし、女性目線を意識した見せ方でプロモーション企画を立案すること。WEB（福山ブランドサイト（<http://www.fukuyama-brand.jp>））、ポスター及びリーフレットについては、既に制作予定のためこれらの媒体以外の提案・制作を行うこと。

ア 「福山ブランド」を紹介するコンテンツの制作

イ メディアを活用した「福山ブランド」のプロモーション

ウ 認定・登録団体との連絡調整

※ 物販イベントへの出展によるものではなく、制作したコンテンツがSNS等により首都圏のF1層10万人以上に拡散されるなど、拡散効果が期待されるプロモーション方法であること。

※ インスタグラムなどのSNS上に「#福山ブランド」が付く投稿が新規にアップされるなど、ウェブ上に情報資産として残る方法であること。

※ 福山ブランド認定品・登録活動を観光資源などの他の素材やキーワードと絡めながら紹介することで、単に商品のPRとなるのではなく、首都圏F1層の観光意向の向上に寄与するとともに、福山市の魅力として認知され、福山市の都市ブランドの向上に資すること。

※ 作成したコンテンツは発注者による二次利用が可能であること。

※ 第2回から第5回福山ブランド認定品・登録活動については、福山ブランドサイトを参照のこと。PRは全ての認定品・登録活動についてではなく、媒体及びターゲットに適したも

のを選択してよいこととする。

## 5 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

## 6 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 4に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

## 7 納入物件と納期

- (1) 実施体制図・委託業務実施計画書
- (2) 発信媒体：納期は、提案のあった制作物ごとに別途協議により決定する。
- (3) 業務完了報告書
  - ※受注者との協議等に基づき詳細を決定する。
  - ※納品物件は紙媒体及びデータで提出すること。

## 8 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

## 9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 11 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

(3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。